

2024年度自己点検・評価チェックシート

学部・研究科名：

法学部

基準1 理念・目的 点検・評価項目①

大学の理念・目的を適切に踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価】 法学部では、学科の設定はない。学部として、大学の理念・目的を踏まえた「人材養成その他の教育研究上の目的」を設定し、学則別表に記載し、また、ホームページ上で公開している。 その目的内容は、法学部の普遍的な使命に加え、本学法学部が担ってきたと自負し、また、実際に期待の大きい「成熟した市民社会を担うことのできる人材」の育成を踏まえており、本学法学部の個性特徴を示している。 この特徴は、大学の理念である「学問の独立」「学問の活用」「模範国民の造就」を基礎に本学法学部で展開されてきた考え方であり、大学の理念との関係は明白である。もっとも、評価基準4にいう「文中に明示」という点は、起草時に意識されていなかったものと認められる。 【課題】 特になし。 【グッドプラクティス】 該当する評価基準の項目で、未達成課題は、大学の理念と本学部の理念との関係の「明示」による説明だけであるため、引き続き明文化の在り方について検討していきたい。	1-①-1：法学部Webサイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 人材養成その他の教育研究上の目的） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/policy/ 1-①-2：学則別表（人材養成その他の教育研究上の目的） https://waseda.app.box.com/s/7etiy8zoo3z8i4bxwowit4irl5xbuv17

【評価基準】

1	2	3	4	5
人材育成その他の教育研究上の目的（以下、「目的」）を設定している。	・評価基準1を満たしている。 ・目的を学則別表に記載している。	・評価基準2を満たしている。 ・目的を学部・研究科単位で設定している。 ・目的は高等教育機関としてふさわしく、学部・研究科の個性や特徴を示している。	・評価基準3を満たしている。 ・目的と大学の理念との関連性を考慮し、文中に明示している。	・評価基準4を満たしている。 ・目的を課程ごと、学位ごとに定めている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

大学の理念と本学部の理念との関係の「明示」による説明だけであるため、明文化の在り方について検討する。

■指摘事項に対する取り組み状況

理念という全体を総括する指針については、他の項目の詳細な検討の積み上げを経て見直していきたい。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	

基準1 理念・目的 点検・評価項目②

学部・研究科の目的を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材養成その他の教育研究上の目的の適切な明示

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	【自己評価】 法学部では、人材養成その他の教育研究上の目的について、法学部ウェブサイト（資料1-①-1）および大学ウェブサイト（資料1-①-2）で周知を行っており、複数の方法で社会に公表している。また、2024年度のFD、アンケート、運営委員会の機会、春秋各学期1回ずつ、全体FDの課題に、各ポリシーの達成状況に関する実勢調査のあり方を見直す機会を含める方針を定め、新年度からの実施を決定した。これにより、目的を箇所内の教職員が定期的に確認する機会が設けられるものと考えられる。学部の人材養成その他の教育研究上の目的を複数の方法で公表し、法学部は学科を設置していない。上記の点を踏まえ、基準4を達成できていると判断している。 【課題】 特になし。 【グッドプラクティス】 特になし。	1-①-1：法学部Webサイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 人材養成その他の教育研究上の目的） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/policy/ 1-①-2：学則別表（人材養成その他の教育研究上の目的） https://waseda.app.box.com/s/7etiy8zoo3z8i4bxwowit4irl5xbuv17 1-②-1：第6回法学部自己点検・評価実施委員会議事録

【評価基準】

1	2	3	4	5
目的を刊行物やウェブサイトなどいずれかの方法で公表している。	目的を刊行物、ウェブサイトを含めた複数の方法で公表している。	・評価基準2を満たしている。 ・目的の公表にあたっては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに明示している。	・評価基準3を満たしている。 ・目的を箇所内の教職員が定期的に確認する機会を設定している。	・評価基準4を満たしている。 ・目的を箇条書きにする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

基準4へ到達するため、学部の目的を教職員が定期的に確認するための機会の設定について検討中である。

■指摘事項に対する取り組み状況

2025年度計画書案として具体化されており、全体FDを春・秋学期各1回実施し、2026年1月にはコース別の振り返りも実施する予定である。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	根拠資料からは、目的を定期的に確認しているかどうか不明であったため、3とした。

基準2 内部質保証 点検・評価項目①

内部質保証のための方針及び手続を定めているか。

○下記の要件を備えた内部質保証のための方針及び手続の設定

- ・内部質保証に関する基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う組織の権限と役割
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	【自己評価】 学部運営委員会のもとに、法学部自己点検・評価実施委員会を設置し、自己点検・評価担当の法学学術院長補佐（副担当）が委員長を兼ね、また、運営委員会構成員及び学部執行部から委員を選任し、内部質保証の推進に向けた実勢調査と自己評価（C）を立案及び実施する。新年度からは、全学及び学部独自の学生アンケートに加え、ループリックによる実勢調査（教員による抽出された学生の各ポリシーの達成度の評価による）に依ることを決定している。また、調査結果に照らした問題提起を、関連する立案・運営について責任を持つ学部執行部、カリキュラム検討委員会等他の委員会に提案し（PDへの還元）、また、FDを通じて、運営委員会構成員である教員に課題の周知と改善策の検討を促す（学部運営委員会に連携しAの実践）。 【課題】 現状では、特になし。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。	2-①-1：法学部自己点検・評価委員会設置要綱 2-①-2：2023年1月運営委員会議事録（9．法学部自己点検・評価に関する委員会設置の件） 2-①-3：第5回法学部自己点検・評価実施委員会議事録 2-①-4：2024年12月11日法学部全体FD配布資料 2-①-5：2025 年1月法学部運営委員会資料 1-②-1：第6回法学部自己点検・評価実施委員会議事録

【評価基準】

1	2	3	4	5
・内部質保証のための方針および手続を設定している。 ・内部質保証推進組織をはじめとする内部質保証に関する体制が整備され、各組織の権限・役割が内規等で定められている。	・評価基準 1 を満たしている。 ・内部質保証体制の各組織が十分に機能するよう、それぞれの役割が定義されている。	・評価基準 2 を満たしている。 ・内部質保証体制の各組織が十分な連携が図れるよう、それぞれの役割が定義されている。	・評価基準 3 を満たしている。 ・内部質保証体制を図示化するなど、PDCAの一連のサイクルが明確にされている。	・評価基準 4 を満たしている。 ・内部質保証のための方針や手続きについて、所属の教職員に定期的に共有する機会を設けている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

内部質保証のための体制を学術院構成員に明確に説明できる工夫、および、適切な機会の設け方の検討。

■指摘事項に対する取り組み状況

法学部自己点検・評価実施委員会、FD、及び、学部運営委員会で、内部質保証のための体制を議論し、新年度からの体制を決定した。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
4	

基準2 内部質保証 点検・評価項目③

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 学部・研究科における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置 計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価】 法学部自己点検・評価実施委員会を定期的に開催し、FDの機会、及び、学部運営委員会の決定によって、基準2-①の決定を経たのが現在地である。また、自己点検・評価の客観性の根拠となる、成績等に関するデータ（単位取得率等相対点でないデータ）、学生アンケート、及び、教員による実勢調査（ルーブリック使用・抽出した学生対象）のあり方について、毎年、学部全体FDで検証と見直しを行っていくこと、それに伴い、必要な範囲でアセスメント・ポリシーを随時見直していくことが決定されている。 【課題】 仕組みづくりのレベルでは、特になく、自己点検・評価結果に基づく改善の実践を待つ段階にある。 【グッドプラクティス】 現状では特にない。	1-①-1：法学部Webサイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 学修成果1～7：アセスメント・ポリシー） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/policy/ 2-①-3：第5回法学部自己点検・評価実施委員会議事録 2-①-4：2024年12月11日法学部全体FD配布資料 2-①-5：2025年1月法学部運営委員会資料 1-②-1：第6回法学部自己点検・評価実施委員会議事録 2-③-1：学修成果の可視化に関するアンケート

【評価基準】

1	2	3	4	5
・内部質保証の取組が方針と手続きに従って行われている。 ・点検・評価結果に基づいて、内部質保証推進組織による改善のための検討が行われている。 ・文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応している。	・評価基準1を満たしている。 ・点検・評価および点検・評価の結果に基づく改善を定期的に行う仕組みを構築している。	・評価基準2を満たしている。 ・内部質保証推進組織による改善のための検討が行われ、その結果が箇所内に共有されている。	・評価基準3を満たしている。 ・点検・評価結果に基づく改善を行っている。 ・内部質保証のプロセスの客観性・妥当性を確保するための取組を行っている。	・評価基準4を満たしている。 ・内部質保証システムに関する自己点検・評価の結果に基づいた取り組みの結果、改善が見られる。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

モデル的なカリキュラム・マップの作成とその事前公表の方法についての具体的な取り組み。

■指摘事項に対する取り組み状況

シラバスに担当科目が貢献するポリシーの記載を依頼し（2026年度用シラバスから）基礎的情報を収集する方針を決定した。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目①

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価】 法学部では、本学の三大教旨をうけて、ディプロマ・ポリシーを定め、これを「卒業認定に関する方針」として、ウェブサイトで公表している（資料1-①-1）。 具体的には、全学の学位授与方針を踏まえ、①法に関する知識・理論を体系的に理解する力、②適切な法規範を発見し、それを合理的に解釈して適用する力、③事実を的確に把握し、それを法的に適切に評価・構成する力、④新たに生起する問題を発見し、それを法的に適切に解決する力、⑤新たな法規範を帰納し、将来に向けた適正な法的ルールを創造する力、⑥自律と寛容の精神、⑦健全な批判精神、⑧コミュニケーション力、⑨国際性からなる、9つの学修成果を設定している。 また、卒業要件についても、ウェブサイトで公表している（資料4-①-1）。上記ディプロマ・ポリシーを踏まえ、法律科目にとどまらず、語学教養科目についても履修を求めている。 学位授与方針をウェブサイト等で公表していることから基準1を満たす。次に、知識、技能、態度などの要素を含んだ学修成果を設定しており、基準2を満たす。そして、9つの学修成果は全学の学位授与方針と関連性を有しており、基準3を満たしている。 【課題】 今後は、ディプロマ・ポリシーの理念と、客観的な卒業要件との関係をも明示すべく、記載のあり方について引き続き検討したい。 【グッドプラクティス】 必要とされる能力や身につけるべき素養を箇条書きで具体的に記載し、また、各ディプロマ・ポリシーといかなる科目群が関連性を有しているかを明示しており、学生の効果的な科目履修や、各種調査の可視化に寄与している。 基準4は満たしていないが、ディプロマ・ポリシーを科目群と紐づけて提示することで、学生や各種調査への寄与度が高いと考えられる。また、箇条書きや表を用いており、一定程度、評価基準5の内容も実施している。	1-①-1：法学部Webサイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/policy/ 4-①-1：法学部Webサイト（学部について > カリキュラム > 卒業要件） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/curriculum/

【評価基準】

1	2	3	4	5
・学位授与方針を課程ごと学位ごとに設定している。 ・学位授与方針をウェブサイトや要項等で公表している。	・評価基準1を満たしている。 ・学位授与方針は、知識、技能、態度などの要素を含んだものとなっている。	・評価基準2を満たしている。 ・学位授与方針は全学の学位授与方針と関連性を有している。	・評価基準3を満たしている。 ・学位授与方針に卒業要件、修了要件が明示されている。	・評価基準4を満たしている。 ・箇条書きにする、平易な表現とする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

ディプロマ・ポリシーの理念と、客観的な卒業要件との関係をも明示すべく、記載のあり方についての検討。

■指摘事項に対する取り組み状況

2025年度以降に、ディプロマ・ポリシーの見直しに関する検討を予定しているため、本年度は委員会での問題提起にとどめた。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目②

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

- 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
 - 教育課程の体系、教育内容
 - 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価】 法学部では、三大教旨（学問の独立、学問の活用、模範国民の造就）、卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえた、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めて、ウェブサイトで公表している（資料1-①-1、4-①-1）。 法学部では、カリキュラムのポイントを定め、将来の進路や興味に合わせた履修モデルを提示している（資料4-②-2）。 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針をウェブサイト等で公表していることから基準1、2を満たしていると判断している。 【課題】 2024年度は法学部におけるカリキュラム・マップの策定まで至らなかったため、引き続きその策定に向けた検討を行うことが課題となる。 【グッドプラクティス】 現状では特にない。	1-①-1：法学部Webサイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/policy/ 4-①-1：法学部Webサイト（学部について > カリキュラム > 卒業要件） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/curriculum/ 4-①-2：法学部Webサイト（学部について > カリキュラム > 履修モデル図） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/curriculum/

【評価基準】

1	2	3	4	5
・教育課程の編成・実施方針を課程ごと、学位ごとに設定している。 ・教育課程の編成・実施方針をウェブサイトや要項等で公表している。	・評価基準1を満たしている。 ・教育課程の編成・実施方針は、編成に関する考え方、実施に関する基本的な考え方を含んでいる。 ・学位授与方針との連関性を確認することができる。	・評価基準2を満たしている。 ・教育課程の編成・実施方針に教育課程の体系、教育内容、構成する授業科目区分、授業形態等を記載している。	・評価基準3を満たしている。 ・箇条書きにする、平易な表現とする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。	

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題
基準3に到達するため、法学部における履修モデルの詳細化やカリキュラム・マップの作成などを現在検討中である。
■指摘事項に対する取り組み状況
法学部における履修モデルの詳細化やカリキュラム・マップの作成に向け、2025年度よりシラバスに各科目の貢献するPDの記載を依頼する。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目③

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
5	【自己評価】 本学部は、法的判断力の涵養を通じた「成熟した市民社会を担うことのできる人材一般を育成する」との理念のもと、一貫した体系的カリキュラムを編成し、絶えず見直しと修正を行ってきている。個々の授業科目もその目的を踏まえた充実した内容となっている。個々の授業科目の内容及び方法も適切かつ進取の精神を共有している。コロナ禍のさなかに、その初年度から充実したオンライン化がなされ、現在対面の再導入が滞りなく行われていることがその証左である。また、導入教育科目や外国語科目など、初年次教育のカリキュラム、授業内容も抜かりない。法学専門教育と語学教養教育は法学部教育の両輪に位置づけられ、語学教養教育は法律専門科目との関連性を意識しながら構成されている。一部科目に高校生の受講生を受け入れるなど高大接続にも取り組んでいる。その理念から、学生の社会的及び職業的自立を図る配慮がなされている。 【課題】 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織という考え方が導入されてから日が浅く、当該組織の教育課程の編成への関わり方は、今後の検討課題である。 【グッドプラクティス】 現状では特にない。	1-①-1：法学部Webサイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/policy/ 4-①-1：法学部Webサイト（学部について > カリキュラム > 卒業要件） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/curriculum/ 4-③-1：Webシラバス（各科目の単位数や授業内容等詳細） https://www.wsl.waseda.jp/syllabus/JAA101.php

【評価基準】

1	2	3	4	5
教育課程の編成・実施方針と授業科目・教育課程の関連性を確認できる。	・評価基準 1 を満たしている。 ・教育課程の編成・実施方針に記載されている内容の科目が設置されている。 ・科目区分と設定されている授業時間数、単位数が適切である。	・評価基準 2 を満たしている。 ・学修成果の獲得という観点から必修科目や専門科目が適切に設置されている。 【学部】 ・初年次教育に配慮した科目や教養科目、共通科目等が適切に配置されている。 【研究科】 ・リサーチワークとコースワークが適切に組み合わせられている ・1 年次に研究倫理教育を受講することを要項等に記載している。 【専門職】 ・理論教育と実務教育のバランスに配慮している。	・評価基準 3 を満たしている。 ・学修成果の獲得という観点を踏まえて順次性や体系性に配慮した教育課程が編成されている。	・評価基準 4 を満たしている。 ・社会的および職業的自立を図るための教育を行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

教育課程の編成における全学内部質保証推進組織という考え方が導入されてから日が浅く、当該組織の教育課程の編成への関わり方を検討する。

■指摘事項に対する取り組み状況

自己点検・評価実施委員会によるアンケート・実勢調査を踏まえた、各責任委員会・執行部への問題提起の機会を設ける体制を準備している。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
4	webに4年間の学習の流れを示し、体系性、順次性のある教育課程であることを確認できた。ただし、キャリア教育を行っていることが根拠資料から確認できなかったため、4とした。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。 ○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、事前事後の学修の指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】） ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】） ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】） ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）	
---	--

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	【自己評価】 教育課程の編成・実施方針を踏まえ、適正規模に設定されたクラスにつき、担当教員に適切な方法での授業実施を依頼している。シラバスは、DPとの関連を踏まえた記載を求めている、システム上記入漏れを受け付けない。また、教員に、シラバスや授業で予習復習に関する指示を依頼しているほか、「法律科目学習相談室」を設け、学部生が大学院生からアドバイスを受けられる制度を運用している。上述のようにカリキュラムの完成度が高いため、各科目の目的は教員・学生を通じて広く共有されており、それに向けた適切な授業方法が採用されており、また、シラバスもその骨子を踏まえたものである。 【課題】 法学部教育の在り方として、対話型等の授業を75%以上にすることについて、構成員のコンセンサスがなく、国内他大学との比較上も、実現可能なモデルが存在しない。 【グッドプラクティス】 現状では特になし。	4-④-1：2024年度学部要項_P.16（登録制限単位数）、P.4（単位の実質化） 4-④-2：シラバス作成依頼文書（各項目への入力指示およびディプロマ・ポリシーとの関連性） 1-②-1：第6回法学部自己点検・評価実施委員会議事録

【評価基準】

1	2	3	4	5
教育課程の編成・実施方針と教育方法の連関性が確保されている。 ・授業内容・形態に配慮したクラス規模を設定している。	・評価基準 1 を満たしている。 ・年間の登録単位数が 5 0 単位を超過している学生について申し合わせに定める区分に応じて対応している。 ・シラバスチェックリストを活用し、記載項目に漏れがないか組織的に確認を行っている。	・評価基準 2 を満たしている。 ・授業外における学習に対する指導体制を構築している。 【研究科】 ・研究指導計画を学生に明示している。 【専門職】 ・実務的能力育成のための教育上の工夫を行っている。	・評価基準 3 を満たしている。 ・各科目の到達目標と DP で定める学修成果などポリシーとシラバス記載内容の整合性が確保されている。 ・学修成果の獲得という観点から、適切な授業方法、形態が採用され、実施されている。 【研究科】 ・研究指導計画に基づき研究指導を実施している。	・評価基準 4 を満たしている。 ・学位プログラムとしての順次性・体系性に配慮した科目の配置が行われている。 【学部】 ・対話型、問題発見・解決型授業の割合が 75% を超過している。 【研究科】 ・研究指導計画について定期的に見直しを行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

導入から日が浅いアセスメント・ポリシーの考え方と、それが知られる前から、現場で多様に展開されてきた教育の質を高めるための措置との関係について検討を行うこと。

■指摘事項に対する取り組み状況

各学期に 1 回、全体 FD を開催し、ディプロマ・ポリシーとその達成度に関する測定と、その分析による問題意識の共有方法について、検討を促し、基本的な制度を構築した。今後、情報の蓄積と改善を継続する予定である。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	根拠書類を精査の結果、貴学部では、組織的にシラバスチェックを実施していることが確認できた。また、単位の実質化に抵触する学生との面談についても、面談必須の学生については全員実施いただいていることも確認できた。なお、評価基準「3」の「授業外における学習に対する指導体制を構築している」については、今回は「Webシラバス入力に関する留意点」の「事前・事後学修の内容」を踏まえてクリアしていると解釈したが、評価のポイントとしては、オフィスアワーの設置やクラス担任制度等を想定していたため、もしそのような取り組みを実施されている場合は、次年度以降、是非記載頂きたい。

成績評価、単位認定を適切に行っているか。

- 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置
 - ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
 - ・既修得単位等の適切な認定
 - ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価】 単位制度、認定方針に関して、教員間のコンセンサスのみならず、学生にも周知している。また、クラス規模に応じた絶対評価や、法曹コース対象科目での厳格な絶対評価など、絶対評価を中心としつつも、科目の性質に応じた柔軟な運用を行っている。また、成績評価の分布について、学部運営委員会等で確認し、今後の評価について検討を行う機会を設けている。また、学部として、学生からの成績確認（異議の主張を含む）の制度を運用している。 【課題】 履修人数や科目の特性に応じて絶対評価を用いる柔軟な運用を行っているが、「学修成果の可視化に関連する科目」は特に設けていない。また、各科目にルーブリックを使用した成績評価を求めることもしていない。 【グッドプラクティス】 現状では、特にない。	4-④-1：2024年度学部要項_P.4（単位制度）、P.27（成績評価基準）、P.42（既修得単位の認定ルール） 4-⑤-1-1：2024 年度春学期科目の採点について（成績評価の公平性等）

【評価基準】

1	2	3	4	5
・事前事後の学修を含めた単位制度の趣旨について教員・学生への周知・徹底を行っている。 ・既修得単位の認定について箇所内で明確なルールを定めている。 【学部】 ・「学部教育における成績評価基準に係わる申し合わせについて」に基づいた運用を行っていない。 【研究科】 ・成績評価基準を定めていない。	・評価基準 1 を満たしている。 ・既修得単位の認定に関するルールについて、要項等で学生に周知している。 ・成績評価基準に基づいた運用を行っている。	・評価基準 2 を満たしている。 ・学修成果の可視化に関連する科目については絶対評価を用いるなど科目の性質に応じた柔軟な運用を行っている。	・評価基準 3 を満たしている。 ・成績評価を行うにあたって、ルーブリックを使用するなど、客観性を確保するための取り組みを行っている。	・評価基準 4 を満たしている。 ・各科目における成績分布を箇所内で共有し、適切な成績評価が行われているか確認する仕組みを構築している。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

必ずしも客観的な成績評価に適さない科目を含めた、全体の成績評価の客観性確保の方法について、FDなどで、アイデアの共有をするなど、制度的な検討を要する。

■指摘事項に対する取り組み状況

過多にならない範囲のFDの機会につき、本年度は、可視化の体制の検討に注力し、各科目の成績評価の客観化について議論する余裕がなかった。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	根拠資料より、科目の性質に応じた柔軟な運用を行っていることが確認できたため、「3」に改定した。

学位授与を適切に行っているか。 ○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価】 卒業要件を要項で公開しており、修得単位数の上限も制度的に守られている。既修得単位の認定の取り決め、学位授与の責任体制・手続についても要項で周知されている。 法学部では卒業論文は必修ではない。剽窃の阻止などの制度化は行っているが、複数教員での審査などの体制はとられていない。 【課題】 引続き、卒業論文（法学部では必修ではなく、対象者が少ない）の取り扱い、客観試験以外の要素の客観性確保の方法などについて、検討を要する。 【グッドプラクティス】 現状では、特にない。	4-④-1：2024年度学部要項_P4（卒業要件）、P.16（登録制限単位数）

【評価基準】

1	2	3	4	5
・卒業・修了の要件を定めている。 ・卒業・修了の要件を刊行物、ウェブサイト等で公表している。 ・既修得単位数について上限を超えて認定されないような仕組みを設定している。 【研究科】 ・研究指導の方法やスケジュールを定めている。 ・学位論文等の審査基準を公表している。	・評価基準1を満たしている。 ・学位授与の責任体制・手続きについて定めている。 ・既修得単位の認定について箇所内での基準・手続き方法を定め、要項等で周知している。 【研究科】 ・研究指導の方法やスケジュールを学生にあらかじめ明示している。 ・学位論文の審査基準を学生に文書等であらかじめ明示している。	・評価基準2を満たしている。 ・学位授与の責任体制・手続きを要項等で明示している。	・評価基準3を満たしている。 【学部】 ・卒業論文等について複数の教員で審査するなど組織的な審査体制を構築している。 【研究科】 ・副指導教員を置くなど研究指導体制の充実を図っている。	・評価基準4を満たしている。 ・学位授与の認定にあたってルーブリック評価を行うなど、客観性、透明性の確保のための工夫を行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題
卒業論文の取り扱い、客観試験以外の要素の客観性確保の方法などについて、検討を要する。
■指摘事項に対する取り組み状況
過多にならない範囲のFDの機会につき、本年度は、可視化の体制の検討に注力し、卒業論文の取り扱いについて議論する余裕がなかった。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	追加根拠資料の提出により、学位授与対象者を定められた会議体で決定している事が確認できたため、「3」に改定した。 【追加資料】 【学部】2025年3月法学部運営委員会議事録

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	【自己評価】 DPに示した学修成果の可視化のあり方について、来年度以降の体制を見直した。①卒業生に対する独自アンケート（継続）、②大総研による数種の学生アンケート（一部新制度）、③シラバス記載のDP貢献科目を履修している学生から無作為に抽出した層について、ゼミ等の担当教員がループリックを用いて行うDP達成度の実勢調査（ループリック項目について、記述欄を設け、今後の指標策定に向けた情報収集を兼ねる）、④登録者中の単位取得者の比率などの客観データを用いた測定、を行う準備をしている。 【課題】 新たに策定した学修成果の可視化の方法を実践すること。2025年度に始動するが、シラバス記載も2025年度依頼分からであるため、本格化は2026年度以降となる。 【グッドプラクティス】 ループリックを用いた教員による実勢調査。学部としてスタートアップの制度であり、今後の発展可能性を見込んでいる。	2-①-3：第5回法学部自己点検・評価実施委員会議事録 2-①-4：2024年12月11日法学部全体FD配布資料 2-①-5：2025年1月法学部運営委員会資料 1-②-1：第6回法学部自己点検・評価実施委員会議事録

【評価基準】

1	2	3	4	5
・学修成果の指標および可視化の方法を検討している。	・評価基準1を満たしている。 ・学修成果の指標および可視化の方法を定めている。 ・学位授与方針で示した学修成果と可視化の方法の関連性が明確である。 ・可視化の方法が多角的かつ適切な方法となっている。	・評価基準2を満たしている。 ・学修成果の指標および可視化の方法が専門分野の性質に応じた適切なものとなっている。	・評価基準3を満たしている。 ・間接評価と直接評価を組み合わせ可視化を行っている。	・評価基準4を満たしている。 ・直接評価と間接評価の相関分析などによりデータの妥当性を検証している。 ・経年比較などを行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

学修成果の可視化の意味と方法について、検討を要する。

■指摘事項に対する取り組み状況

学部点検委員会、FD、学部運営委員会において、取組状況欄記載の通りに新体制を策定した。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	ディプロマ・ポリシーの学修成果1～9について、学生の達成度を教員がループリックを用いて採点する仕組みの導入を決定されており、専門分野の性質に応じた適切なものを設定いただいていることから、評価基準2と3を満たしていることが確認できたため、「3」に改定した。教員のループリック調査を実施いただくことで、次年度は、実績として4を目指していけると考える。

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑦

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	【自己評価】 基準4-⑥記載のとおり、DPの達成を最終目標とする学修成果の測定・可視化に関する新たな方法を策定した。今後、法学部自己点検・評価実施委員会が、データの分析を行い、データからうかがえるありうる論点を、教育課程等について責任を持つ学部内の組織（学部執行部・カリキュラム検討運営委員会）に提示し、検討の必要性の判断を依頼する。検討が必要であると判断された論点について、法学部自己点検・評価実施委員会が全体FDを企画、運営し、構成員に問題意識を共有すると共に、改善策について議論を促す。 【課題】 基準4⑥記載の実勢調査等の体制は、本年度策定したばかりであり、上記の実践は、2025年度以降となる。 【グッドプラクティス】 現状では特になし。	2-①-3：第5回法学部自己点検・評価実施委員会議事録 2-①-4：2024年12月11日法学部全体FD配布資料 2-①-5：2025年1月法学部運営委員会資料 1-②-1：第6回法学部自己点検・評価実施委員会議事録

【評価基準】

1	2	3	4	5
・教育課程の内容、方法等の自己点検・評価の体制・方法等について検討を行っている。	・評価基準1を満たしている。 ・教育課程の内容、方法等の自己点検・評価の体制・方法等について内規等で定めている。	・評価基準2を満たしている。 ・学修成果の可視化を定期的に行い、その評価結果を教育課程の検討を担う組織にフィードバックしている。	・評価基準3を満たしている。 ・点検・評価結果を踏まえ、教育課程の改善・向上に向けた検討に着手している。	・評価基準4を満たしている。 ・点検・評価結果を踏まえた教育課程の改善・向上の実績がある。また、定期的に改善・向上を検討するサイクルが確立している。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

上記の通り、本年度は自己評価のためのルーブリックを策定することができている。

■指摘事項に対する取り組み状況

上記の通り、本年度は自己評価のためのルーブリックを策定することができている。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
2	ご提出いただいた資料が、ルーブリックによる実勢調査をこれから実施する旨の提案資料であり、実際の学習成果の可視化結果を報告している資料ではありませんでしたので、評価案と同様に「2」とした。

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目①

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
 - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
 - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価】 アドミッション・ポリシーを策定しそれを公開することで、学生の受け入れ方針、求める学生像、受入れ方針を明示している。他のポリシーとも一貫性がある。 受け入れ方針に、入学形態ごとの説明を付することで、入学前の学習歴、学力水準、能力、判定方法について開示しているといえるが、各内容を明示しているとははいえない。 【課題】 学生の受け入れ方針の内容の具体化、明示の在り方の検討が課題となる。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。	1-①-1：法学部Webサイト（学部について > 教育理念 > 教育理念 > 入学者受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/policy/

【評価基準】

1	2	3	4	5
・課程ごとに学生の受け入れ方針を設定している。 ・学生の受け入れ方針を刊行物やウェブで公表している。	・評価基準1を満たしている。 ・学生の受け入れ方針に、求める学生像を明示している。	・評価基準2を満たしている。 ・学位ごとに学生の受け入れ方針を定めている。 ・他のポリシーとの一貫性が確保できている。	・評価基準3を満たしている。 ・学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力、判定方法についても明示している。	・評価基準4を満たしている。 ・箇条書きにする、平易な表現とする、図示化するなどの工夫により情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

引き続き、学生の受け入れ方針の内容の具体化、明示の在り方について検討を進めたい。

■指摘事項に対する取り組み状況

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目②

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
 - ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施
 - ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	【自己評価】 ・学部運営委員会のもと、入試の運営に関する具体的な複数の委員会を設け、入学者選抜を公正に実施しており、受け入れ方針と選抜制度、学費や奨学金といった情報についても、サイト上で適切に提供を行っている。 ・学生の成績データや運営体制の見直しについては、入試区分ごとにデータを確認している。なお、会議資料の内容は部外秘であるため公開できない。 【課題】 指定校推薦以外の区分で入学した学生についても成績データ等を用いて方針に沿った学生であるかどうかを確認できるような体制の構築が課題である。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。	5-②-1：法学部Webサイト（受験生の方へ > 入学試験情報） https://www.waseda.jp/foaw/law/applicants/admission/ 5-②-2：早稲田大学Webサイト（入学金や授業料など納付金） https://waseda.app.box.com/s/zpy44om3fcn5ob1lmdcvdma14qpkilled 5-②-3：学部入学案内_P174-177（奨学金） https://admission-ebro.waseda.jp/ebro/ug/admissions_jp_2024/index.html#page=177 5-②-4：入試委員会規約 5-②-5：第二次将来構想委員会アドミッション部門会議題書 5-②-6：入試委員会会議題書

【評価基準】

1	2	3	4	5
・学生の受け入れ方針と選抜制度に関連性が確保されている。	・評価基準1を満たしている。 ・学生の受け入れ方針を具現化するための運営体制を整備している。	・評価基準2を満たしている。 ・整備された運営体制のもと入学者の選抜が公正に実施されている。 ・費用や経済的支援に関する情報提供を行っている。	・評価基準3を満たしている。 ・方針に沿った学生を受け入れていることをデータにより確認している。	・評価基準4を満たしている。 ・学生の受け入れ方針を具現化するための運営体制の見直しを行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

特になし

■指摘事項に対する取り組み状況

入学区分ごとに成績データによる分析を実施できるような体制の構築について検討している。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	入学区種別ごとのGPAのデータ等を収集しているが、方針に沿った学生の受け入れができていないか確認することができなかったため、3とした。

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目③

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理
・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
・収容定員に対する在籍学生数比率
・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
4	【自己評価】 ・ 是正勧告や改善課題に抵触しておらず、そのような事態を避けるために、補欠合格制度を導入し、慎重な合格者の判断を行っている。 ・ また、各年度の合格ラインや補欠人数の設定にあたっては、学部全体の収容定員を考慮し、会議の場で意見交換をした上で行なっている。なお、根拠資料となる資料は部外秘であるため公開できない。 ・ 収容定員と在籍学生数に齟齬が生じた場合の対応方法として、4年卒業まで余裕単位数が少ない学生および延長生になることが確定している学生に対して、個別に卒業および単位修得計画に関する通知の送付を通して学生の実態は把握し、希望に応じて（※）教務主任面談を実施しているのに加え、保護者等へもそれらの通知を行うなどを通して、修学上の適切な支援に繋げる取り組みを行なっている。 （※）卒業が在学7年目以降の学生は、希望有無にかかわらず呼び出しを行っている。 【課題】 収容定員と在籍学生数に齟齬が生じた場合の対応方法やフローについて検討すること。 【グッドプラクティス】 現状では、特にない。	5-③-1：5年間の入学者数推移（入学定員に対する入学者数比率） 5-③-2：2024年度 卒業および単位修得計画に関する回答書 5-③-3：2024年度成績不振者保護者等宛添書（留年・警告）

【評価基準】				
1	2	3	4	5
・ 収容定員に対する在籍学生数比率の管理を行っている。 【学部】 ・ 入学定員充足率の5年平均もしくは収容定員充足率が、是正勧告に該当する基準（注1）をクリアしている。	・ 評価基準1を満たしている。 【学部・研究科】 ・ 入学定員充足率の5年平均もしくは収容定員充足率が、改善課題に該当する基準（注2）をクリアしている。	・ 評価基準2を満たしている。 【学部・研究科】 ・ 収容定員と在籍学生数に齟齬が生じた場合の対応方法やフローを確立している。	・ 評価基準3を満たしている。 ・ 3つのポリシーなどに基づいて、あるべき収容定員数について意見交換を行う機会を設定している。	

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

特にない。

■指摘事項に対する取り組み状況

特に新たな取り組みはなく、収容定員と在籍学生数に齟齬が生じた場合の対応方法に関する資料ならびに収容定員数について検討を行っている資料を添付している。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
2	評価基準の3は、実際に定員の過不足が生じた場合の意思決定フローを確認するものであるが、提示された資料からは、当該フローが明らかではないため、2とした。

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目④

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
5	【自己評価】 入試委員会において、内規に従い、入学種別ごとの成績データ等を踏まえ、各種別にかかる学生の受け入れに関する自己点検を行い、必要に応じて外国学生の選考方法や一般科目等履修生の履修単位数上限の変更など入試制度・実施方法の見直しを行なっている。なお、会議資料の内容は部外秘であるため公開できない。 【課題】 特になし。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。	5-②-4：入試委員会規約 5-②-5：第二次将来構想委員会アドミッション部門会議題書 5-②-6：入試委員会会議題書 5-④-1：2023（令和5）年度早稲田大学法学部一般科目等履修生募集要項（P2_3. 出願手続＞（3）履修可能科目＞②） 5-④-2：2024（令和6）年度早稲田大学法学部一般科目等履修生募集要項（P2_3. 出願手続＞（3）履修可能科目＞②） 5-④-3：早稲田大学2024年度外国学生のための学部入学試験要項（P3） 5-④-4：早稲田大学2025年度外国学生のための学部入学試験要項（P5）

【評価基準】

1	2	3	4	5
・学生の受け入れに関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセスについて検討している。	・評価基準1を満たしている。 ・学生の受け入れに関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセスを内規等で定めている。	・評価基準2を満たしている。 ・学生の受け入れに関する自己点検・評価を定期的実施している。	・評価基準3を満たしている。 ・学生の受け入れに関する自己点検・評価の結果に基づき、改善に取り組んでいる。	・評価基準4を満たしている。 ・学生の受け入れに関する自己点検・評価の結果に基づき、定期的な改善実績がある。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題
■指摘事項に対する取り組み状況
特段新たな取り組みはなく、今回は定期的な改善がなされてきたことを示す資料を追加したにとどまる。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
1	学生の受け入れについて、以下のいずれかについて、内規等で定められていないため、1とした。 ①点検・評価を行う組織、②点検・評価結果に基づいて改善を検討する組織（①と②は、既存の組織を活用することが可能、また、①と②について同一の組織が担うことも可能）、③点検・評価の頻度・スケジュール、④点検・評価に用いる指標

基準6 教員・教員組織 点検・評価項目①

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

○求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
5	【自己評価】 教員組織の編制に関する方針は、「法学部教員組織の編制に関する方針」に定められている。学生を啓発し、その能力を高める教育を実現するために、研究教育能力と人格識見の高さを採用の中核基準としつつ、ジェンダーや年齢のバランスにも配慮して採用を行っている。教員の採用は、4年程度を目安として中期人事計画を立てて行い、定期的に見直しをしている。採用の手続は厳格であり、人事計画策定委員会が人事計画を立て、その上に、法律科目については法律科目人事委員会、語学教養科目については語学教養科目人事委員会が候補者を選び、それを法学学術院教授会で決定している。 【課題】 特にない。 【グッドプラクティス】 法学部の教員の多くは大学院法学研究科や法務研究科（2025年度より法曹養成専攻）での指導にもあたることから、常に各箇所が連携し、法学学術院全体の教育がどうあるべきかに照らして中期人事計画の立案や採用をしている。	6-①-1：法学部・教員組織の編制に関する方針 6-①-2：法律科目担当の専任教員の嘱任に関する法学学術院細則 6-①-3：語学教養科目担当の専任教員の嘱任に関する法学部細則 6-①-4：学部戦略枠による教員公募に関する内規 6-①-5：WasedaVision150枠による教員公募に関する内規 6-①-6：法律科目担当の任期付教員の嘱任等に関する法学学術院細則 6-①-7：法学学術院法律科目人事委員会設置要綱 6-①-8：法学部語学教養科目人事委員会に関する規則 6-①-9：法律科目人事計画策定委員会設置要綱 6-①-10：法律科目人事委員会の運営に

【評価基準】

1	2	3	4	5
各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を定めている。	・評価基準1を満たしている。 ・各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針において求める教員像を提示している。	・評価基準2を満たしている。 ・各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針を箇所内で適切に共有している。	・評価基準3を満たしている。 ・教員組織の編制に関する方針について定期的に点検・評価を行う体制となっている。	・評価基準4を満たしている。 ・教員組織の編制に関する方針についての点検・評価の結果に基づき、定期的な改善を行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題
■指摘事項に対する取り組み状況
2025年度からの組織再編に伴い、法学学術院の人事関連内規の新規策定や見直しを行っている。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	教員像などを含めた教員組織の編制方針を定められており、また、箇所で適切に共有していることが確認できたため、「3」に改定した。なお、評価基準4については、教員組織の編制に関する方針について定期的に点検・評価を行っている事が分かる会議資料などを確認できた場合、それを満たすと考えている。

基準6 教員・教員組織 点検・評価項目②

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

- 学部・研究科等ごとの専任教員数
- 適切な教員組織編制のための措置
 - ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
 - ・各学位課程の目的に即した教員配置
 - ・国際性、男女比
 - ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
 - ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
 - ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
 - ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- 教養教育の運営体制

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
5	【自己評価】 専任教員の設置基準を満たしたうえで、年齢構成、授業負担のバランスにも配慮し、科目の特性を踏まえた適切な配置が行われている。教員の採用にあたっては、職位や採用区分に応じた細則が定められており、法学部が定めた教員組織の編制方針や法学大学院の中期人事計画に沿ったものであるかが各種委員会で厳格に審査される。国際性、男女比については評価が難しいが、科目の特性（国内法や司法試験科目であること）や、全国の研究者の男女比の現実を踏まえつつ、あるべきバランスを熟慮して採用を行っており、現状では適切な配置である。語学教養教育についても法律科目と同様の体制で適切に運営されている。 【課題】 特にない。 【グッドプラクティス】 法学部の教員の多くは大学院法学研究科や法務研究科（2025年度より法曹養成専攻）での指導にもあたることから、常に各箇所が連携し、法学大学院全体の教育がどうあるべきかに照らして教員組織の編制や配置をしている。	6-①-2：法律科目担当の専任教員の嘱任に関する法学大学院細則 6-①-3：語学教養科目担当の専任教員の嘱任に関する法学部細則 6-①-4：学部戦略枠による教員公募に関する内規 6-①-5：WasedaVision150枠による教員公募に関する内規 6-①-6：法律科目担当の任期付教員の嘱任等に関する法学大学院細則 6-①-7：法学大学院法律科目人事委員会設置要綱 6-①-8：法学部語学教養科目人事委員会に関する規則 6-①-9：法律科目人事計画策定委員会設置要綱 6-①-10：法律科目人事委員会の運営に関する内規 6-②-1：法学部ホームページ内教員紹介 https://www.waseda.jp/folaw/law/about/faculty/

【評価基準】

1	2	3	4	5
・専任教員数または教授数が設置基準を満たしている。 【専門職】 ・実務家教員が適切に配置されている。	・評価基準 1 を満たしている。 ・教員組織の編制方針に則った採用活動を行っている。	・評価基準 2 を満たしている。 ・各学部・研究科の教員組織の編成に関する方針に基づく適切な教員編成となっている。（課程の目的、主要な授業科目への専任教員の配置、研究科担当教員の資格の明確化）	・評価基準 3 を満たしている。 ・国際性、男女比、年齢構成、各教員の授業負担のバランスの観点において適切に教員を配置している。	・評価基準 4 を満たしている。 【学部】 ・教養科目や共通科目等の運営についての体制を構築している。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

■指摘事項に対する取り組み状況

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	教員組織の編制方針に基づいた採用を行われており、また、方針に基づく適切な教員編制となっていることが確認できたため、「3」に改定した。

基準6 教員・教員組織 点検・評価項目③

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
5	【自己評価】 募集、採用、昇任等に関する基準や手続を規律し、規定に基づく運用がなされている。2025年度に予定されている組織再編に備え、法学学術院の人事関連内規の新規策定や見直しを行っている。内規では、職位や採用区分に応じて細則を定め、4年程度を目安に見直しが行われる中期人事計画に沿って、一部に公募制を導入したり、教員の昇任基準を明確にしたりするなど、定期的な見直しや改善を行っている。 法学系では、2004年の法科大学院制度の発足以来全国的な研究者不足が生じており、当面は解消する見込みもない。科目によっては公募よりも推薦の方が適切である場合も多い。この場合にも、不当な推薦にならないよう、教員組織の編制上求められる教員の特性と、客観的な能力の評価に配慮し、教員の嘱任に関する各種細則を定めるなど厳格な運用を行っている。 【課題】 特にない。 【グッドプラクティス】 法学部の教員の多くは大学院法学研究科や法務研究科（2025年度より法曹養成専攻）での指導にもあたることから、常に各箇所が連携し、法学学術院全体の教育がどうあるべきかに照らして募集、採用、昇任を行っている。	6-①-2：法律科目担当の専任教員の嘱任に関する法学学術院細則 6-①-3：語学教養科目担当の専任教員の嘱任に関する法学部細則6-①-4：学部戦略枠による教員公募に関する内規 6-①-4：学部戦略人事枠による任期付教員の公募に関する法律科目人事委員会細則 6-①-5：WasedaVision150枠による教員公募に関する内規 6-①-6：法律科目担当の任期付教員の嘱任等に関する法学学術院細則 6-③-1：早稲田大学教員任免規則（昇任人事）

【評価基準】

1	2	3	4	5
・募集、採用、昇任等に関する基準や手続きを定めている。	・評価基準1を満たしている。 ・募集、採用、昇任等に関する基準や手続きを定め、規定化することにより箇所内で共有している。	・評価基準2を満たしている。 ・規定に基づき、募集、採用、昇任等の実施が行われている。	・評価基準3を満たしている。 ・規定や運用について定期的に自己点検・評価を行う体制となっている。	・評価基準4を満たしている。 ・点検・評価の結果を踏まえて定期的な改善を行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

■指摘事項に対する取り組み状況

2025年度からの組織再編に伴い、法学学術院の人事関連内規の新規策定や見直しを行っている。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	規程や運用について見直しを行っていることは確認できるが、点検・評価の結果、明らかになった課題などを検討のうえで見直しに至ったことが明らかではないため、3とした。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価】 学部・大学院研究科（一部は専攻単位）で定期的にFD活動が行われている。2024年度からは、PDに照らした学修成果の可視化を軸とする全体FD（年2回）と、プログラム又は科目毎に具体的な教育方法の改善に関するテーマを設けた個別FD（科目又はプログラムの申出ペースで年2回程度）の2本体制で、FDを企画運用している。 全体FDについては、法学部の組織的なFDのあり方を検討する自己点検・評価実施委員会が設置され、定期的に会合を行っている。2025年度からは、同委員会の主導で策定された「学修成果の可視化」に伴うルーブリックによる実勢調査（教員による学生のサンプリング評価）、各種アンケート（学部独自1系統、大総研3系統）、成績データ（単位取得率等）を用い、学修成果の可視化と共に、問題分析を行い、執行部やカリキュラム検討運営委員会等の責任委員会への提案を経て議題を決定し、FD活動により、問題意識の共有と改善策の議論を行う体制を準備している。評価の在り方やルーブリックの個々の項目自体も継続的にFDの議題とし、改善を行う予定である。また、ルーブリックに記述欄を設け、採点教員に具体的な判断材料の情報提供を求め、今後のルーブリック改訂に向けた情報の集積を図っている。 【課題】 法学部ではこれまでFDが行われていなかったもので、FDのスタートアップの課題そのものが、FDの議題となっている。スタートアップのデザインは完了したので、今後はその実践と改善の遂行が課題である。 【グッドプラクティス】 現状では、特にない。	2-①-1：法学部自己点検・評価委員会設置要綱 2-①-3：第5回法学部自己点検・評価実施委員会議事録 2-①-4：2024年12月11日法学部全体FD配布資料 2-①-5：2025年1月法学部運営委員会資料 1-②-1：第6回法学部自己点検・評価実施委員会議事録 6-④-1：FDプログラムの2023年度下期報告書 6-④-2：FDプログラムの2024年度上期報告書

【評価基準】

1	2	3	4	5
・学部・研究科単位でFD活動を行っている。	・評価基準1を満たしている。 ・課程ごとに教育改善にかかるFDが組織的に実施されている。 ・教育に加えて研究や社会貢献活動にかかる資質向上を目的としたFDが実施されている。	・評価基準2を満たしている。 ・エビデンスにより明らかになった課題の改善を目的としたFDプログラムを実施している。 ・恒常的に専任教員の3/4以上がFDプログラムに参加している。	・評価基準3を満たしている。 ・FD活動によって教育活動等の改善を行っている。	・評価基準4を満たしている。 ・自己点検・評価の結果、FD活動の改善に取り組んでいる。 ・専任教員全員が恒常的にFDプログラムに参加している。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題
FDの意義、あり方じたいを検討し、コンセンサスを得る。
■指摘事項に対する取り組み状況

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
1	教育改善に加えて研究や社会貢献活動に係る資質向上を目的としたFD活動の実施が読み取れなかったため、1とした。

基準6 教員・教員組織 点検・評価項目⑤

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

自己評価	取り組み状況（目安400字程度以内）	根拠資料
3	【自己評価】 ディプロマポリシー（DP）、アセスメントポリシー（AP）、カリキュラムポリシー（CP）の相互関連を明確にしたほか、これらに教育改善を目的とした「学修成果の可視化」に伴うルーブリックを組み合わせることで、教員と学生の双方の側からの自己評価や現在の教育体制に足りないものを可視化する仕組みが整っている。得られたフィードバックは、自己点検・評価実施委員会内での分析・評価を経て各種FD活動に反映され、個々の教員の教育活動の改善つなげていくほか、中長期的にはDP・AP・CPの見直しや、教員組織の編制方針の策定にあたっても参考にする。 【課題】 ルーブリックの活用をどの程度まで浸透させることができるか。運用を重ねる中で評価項目の適切さや科目ごとの性質の違いにも配慮して不断の改善を行い、情報の精度を高めることが必要である。 【グッドプラクティス】 現状では、特になし。	1-①-1：法学部Webサイト（学部について＞教育理念＞教育理念＞卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/policy/ 1-①-1：法学部Webサイト（学部について＞教育理念＞教育理念＞教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/policy/ 1-①-1：法学部Webサイト（学部について＞教育理念＞教育理念＞入学受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）） https://www.waseda.jp/folaw/law/about/policy/ 2-①-1：法学部自己点検・評価委員会設置要綱

【評価基準】

1	2	3	4	5
・教員組織に関する自己点検・評価に対する基準、体制、方法、プロセス等を検討している。	・評価基準1を満たしている。 ・教員組織に関する自己点検・評価に対する基準、体制、方法、プロセス等を内規等で定めている。	・評価基準2を満たしている。 ・教員組織に関する自己点検・評価を実施している。	・評価基準3を満たしている。 ・教員組織に関する自己点検・評価の結果を踏まえ改善に取り組んでいる。	・評価基準4を満たしている。 ・教員組織に関する自己点検・評価を踏まえ定期的に改善を行っている。

【前年度の課題、指摘事項に対する取り組み状況】

■前年度の課題

システムとしての教員組織の自己点検・評価の在り方について、その意義から検討を始める。内規等を定める。

■指摘事項に対する取り組み状況

DP/AP/CPの相互関連の確認とルーブリックの作成により、教育向上や教員組織のあり方を見直す仕組みを整えた。

【大学点検・評価委員会による評価】

評価	特記事項
3	

<人材養成の目的、3 ポリシー、学修成果、アセスメントポリシー、カリキュラム、入試制度の変更>

※2023年10月以降に変更を決定した項目があれば記載してください。

項目	変更時期	変更内容	変更理由・変更の根拠